

○厚生労働省告示第二百八十九号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十一年五月一日から適用する。

平成二十一年四月三十日

厚生労働大臣 舛添 要一

第二項に次の二号を加える。

八十九 内視鏡下筋膜下不全穿通枝切離術（下肢慢性静脈不全症（下腿の広範囲の皮膚に色素沈着、硬化若しくは萎縮が起こり、又は潰瘍を有するとともに、超音波検査により穿通枝の血液が逆流していることが確認され、かつ、従来の外科的治療法の実施により根治性が期待できないものに限る。）に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら血管外科又は心臓血管外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
- (2) 外科専門医又は心臓血管外科専門医であること。
- (3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。

- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 血管外科又は心臓血管外科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 病床を二十床以上有していること。
- (4) 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。
- (5) 当直体制が整備されていること。
- (6) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (7) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (8) 当該療養について、五例以上の症例を実施していること。
- (9) 届出月から起算して三月が経過するまでの間又は届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

九十 歯科用CAD・CAMシステムを用いたハイブリッドレジンによる歯冠補綴（小臼歯の重度の齲蝕に対して全部被覆冠による歯冠補綴が必要な場合に限る。）の施設基準

イ 主として実施する歯科医師に係る基準

- (1) 専ら歯科に従事し、当該診療科について三年以上の経験を有すること。
- (2) 補綴歯科専門医又は歯科保存治療専門医であること。
- (3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する歯科医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 歯科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の歯科医師が配置されていること。
- (3) 歯科衛生士及び歯科技工士が配置されていること。
- (4) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (5) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (6) 当該療養について、五例以上の症例を実施していること。
- (7) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間

は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。